# 会 議 録

会	議の	名	称	平成27年7月21日 定例庁議
開	催	日	時	平成27年7月21日(火)9時03分~9時30分まで
開	催	場	所	朝霞市役所 別館 3 階 市長公室
出	席		者	富岡市長、田中副市長、三好教育長、神田市長公室長、重岡 危機管理監、上野総務部長、内田市民環境部長、三田福祉部 長、薮塚健康づくり部長、澤田都市建設部長、田中会計管理 者、佐藤水道部長、木村議会事務局長、嶋学校教育部長、島 村生涯学習部長、内田監査委員事務局長 (担当課1) 菊島障害福祉課長、大髙同課長補佐 (担当課2) 佐藤政策企画課長 (事務局) 宮村市長公室次長兼市政情報課長、関口政策企画課主幹兼課 長補佐、同課政策企画係濵野主事、稲葉秘書課長
会	議	内	容	<ul><li>1 朝霞市日本手話言語条例について</li><li>2 朝霞市総合計画条例について</li><li>3 朝霞市個人番号の利用に関する条例について</li></ul>
会	議	資	料	<ul><li>・朝霞市日本手話言語条例の概要</li><li>・朝霞市総合計画条例の概要</li><li>・朝霞市個人番号の利用に関する条例の概要</li></ul>
				□電磁的記録から文書に書き起こした全文記録
				□電磁的記録から文書に書き起こした要点記録
会	議	録	Ø	■要点記録
	D.CH	24.	.,	□電磁的記録での保管(保存年限年)
作	成	方	針	電磁的記録から文書に書き起こした ■会議録の確認後消去
				場合の当該電磁的記録の保存期間 □会議録の確認後 か月
				会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁
				川川石マア唯砂及い予伤用マバスス
そ	0	他	0	
必	要	事	項	
				1

## 審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)

#### 【市長あいさつ】

## 【議題】

1 朝霞市日本手話言語条例について

## 【説明】

(担当課1:菊島)

朝霞市日本手話言語条例については、ろう者が使用する日本手話が言語であるという 位置付け、日本手話にかかる市の責務等を定め、日本手話に対する理解の促進、普及、 その他、日本手話を円滑に使用できる環境の整備に関し、必要な措置を講ずることによ り、誰もが安心して暮らせる、地域社会の実現に寄与することを目的とし、本条例を制 定するものである。

前文及び条文8条で構成している。主な内容としては、第1条に目的、第2条に定義、第3条に権利、第4条に市の責務、第5条に市民の役割、第6条に事業者の役割、第7条に手話通訳者の役割、第8条に施策の推進方針について定めている。施行期日は平成28年4月1日を予定している。

7月6日政策調整会議において、指摘いただいた部分について、説明する。第1条において、「日本手話に対する市の責務、市民の役割等を定め、」と規定していた部分について、「日本手話に係る市の責務等を定め、」に修正をした。

2点目として、第6条の「サービスを提供し、及び」という表記については、株式会社ぎょうせいが出版する法制執務詳解により、正しい表記であることを確認するとともに、人権庶務課にも確認を行った。

3点目として、第7条の手話通訳者の定義が曖昧であるとの指摘から、手話通訳を行 う者(以下「手話通訳者」という。)との表記に修正した。

## [7月13日政策調整会議の要旨について]

## (神田市長公室長)

先ほど説明があったが、第6条関係で事業者の役割を説明しているが、第1条には事業者という言葉が出てこなく、「役割」の後に「等」という言葉が使われている。「市民」の後に「等」を付ければ、事業者も含まれることから、「等」を付ける位置が違うのではないかとの指摘に対して、先ほどの説明のとおり、修正されたということである。

「日本手話」を限定してよいのかとの指摘に対し、先天的ろう者、いわゆる生まれつき耳の聞こえない方は、伝統的に日本手話を使ってきた。中途失調者は、先に日本語を言語として獲得しているので、日本語に手話的な動きを付けている方もいるが、定義を曖昧にして混乱を避けるため、本市の場合は、日本手話を言語として位置付けたい。一般的に「手話」と呼ばれるものは、「日本手話」であるとの説明があった。

東京都、埼玉県、千葉県で制定している自治体がないが、これは画期的な条例なのか

という質問があった。近隣では、富士見市と三芳町が共同で12月議会に条例を制定する準備に取り組んでいるが、埼玉県は現在のところ動きがないということである。国においては、現在、手話言語法の制定前であるので、この条例を制定すれば、障害者団体等からも注目されるので、画期的であるといえるという説明があった。

この条例を制定することによって、どの様なことに配慮しなければならないのかという質疑に対して、市が実施する講演会や催し物の際に、手話通訳をつけていただきたい。 当然、予算との関係もあるので、今後、調整を図っていきたい。また、職員にも手話を 覚えていただきたいとの説明があった。

市の推進方針が掲げられているが、議会側との絡みはどの様になっているのかとの質疑に対し、市の条例であり市全体に関わってくることなので、市長部局、それ以外の執行機関及び議会についても施策の推進に携わっていただきたい。予算の範囲内になるが、必要な事業に取り組んでいただくことになるとの説明があった。

日本語も地方によっては、方言がある。日本手話は方言について、どの様に対応しているのかとの質疑に対し、日本手話にも地方によっては、方言のような使われ方がされているので、それらを排除するものではないとの説明があった。

ろう者に対してのコミュニケーション手法として、手話以外にも色々あるが、この条例では、日本手話についてしか定めていないが、問題ないのかとの質疑に対し、コミュニケーション全般を捉えると要約筆記や点字とかが含まれるが、本条例は、言語として定めるものであることから、言語として「日本手話」を定めたいとの説明があった。

第3条で権利について、定義されているが、後段部分は、第5条の市民の役割の中に 入れ込んでしまえば必要ないのではないかとの質疑に対し、第3条の市民は広く捉えて おり、第5条は、条例の対象となる市民として捉えている。権利を持っていることに対 して、相手方の権利をどう捉えるかという視点が必要であるため、併せて「尊重」とい う表現を使用したとの説明があった。

ろうあ連盟のモデル条例の中に、ろう者の責務が定められており、手話通訳者の役割は、定められていなかった。なぜ、このような作りにしたのかとの質疑に対し、この条例は、当事者と手話通訳者及び市で、ろうあ連盟が示すモデル条例を元にそれぞれの団体が案を持ち寄って作成しているとの説明があった。

第7条において、手話通訳者と特定しているが、広く捉えるのであれば通訳をしようとする者を尊重しなければならないが一般的であると考えるとの指摘に対し、通訳をしようとする者は、市民の役割となってくる。手話通訳者となれば、資格として認知されていかなければならないことから、再度、精査し先ほど説明があった内容に修正された。

## 【意見等】

なし

## 【結果】

原案のとおり決定する。

## 【議題】

2 朝霞市総合計画条例について

## 【説明】

(担当課2:佐藤)

条例を制定する理由は、平成23年5月に公布された地方自治法の改正により、同法第2条第4項に市町村に対し総合計画の基本部分である基本構想については、議会の議決を経て定めることを義務付けられていたが、国の地域主権改革の元、削除されたことにより、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定するかどうか、また、議会の議決を経るかどうかは、市の独自の判断に委ねられることとなった。

本市としては、平成25年10月に第5次総合計画策定方針において、基本構想を議会の議決事項とするための必要な条例を制定することを位置付けてきたことから、9月議会に本条例を提出することとした。

内容について、第1条の目的では、市民に対し総合計画の策定過程を明確にし、当該 過程への市民参加を推進し、かつ、市民の協力と理解の下、総合計画を策定し、もって 市のまちづくりの施策を着実に実施することとしている。

第2条には、「定義」を規定し、第3条には、「総合計画の策定等」として、市の最上位計画として総合計画を総合的見地から策定するとともに、基本構想又は基本計画の策定に当たっては、市民の意見を十分に反映させるための措置を講ずるものとしている。また、個別の行政分野に関する計画との整合を図ることも規定している。

第4条で基本構想については、朝霞市総合計画審議会の意見を聴いた上で議会の議決 を経ることと規定している。

第7条以降については、これまであった総合振興計画審議会条例を廃止し、総合計画 審議会と改称して、本条例に改めて規定するものとした。なお、条例の施行は、公布の 日からと定めている。

## [7月6日政策調整会議の要旨について]

#### (神田市長公室長)

第3条の市民の意見を十分に反映させるための措置とは、具体的にどのようなことを 想定しているのかとの指摘に対し、第5次総合計画の検討においても市民意識調査、市 民懇談会、市民に対する説明会等を実施しているので、同様のことを想定しているとの 説明があった。

第2条の定義の中で、実施計画の定義が示されていないが問題ないのかとの質疑に対しては、既に修正されて定義付けされているが、政策調整会議のでは、調整を要する事項となっていた。

任期が当該諮問に係る審議が終了する日までの期間とされているが、計画を策定することだけを想定していることから、当該諮問にしたのか。この表現でよいのかとの質疑に対し、市長の諮問から審議を経て答申をいただくまでの期間を想定しており、今までも長い期間を要していることから、2年間と規定するわけにいかないとの説明があった。

他市の状況も教えていただきたいとの質疑に対し、地方自治法改正後、他市の対応はまちまちであるが、本市のように総合計画条例に位置付けて、議会へ提出している自治体もある。また、何も位置付けずに議会へ諮る自治体もあれば、議会の議決を経ずに基本構想を策定している自治体もある。本市は、主に川越市、府中市、武蔵野市などの条例を参考にしている。近隣3市については、基本構想の策定時期が、本市よりも遅いことからまだ着手していないとの説明があった。

任期の中で、「当該諮問」という表現が使われているが、「当該」という部分がないので、人権庶務課との調整が必要であるとの指摘に対し、人権庶務課と調整するとの説明があった。

定義付けの問題や内容整理が必要であることから、継続審議とした。

## [7月13日政策調整会議の要旨について]

## (神田市長公室長)

7月6日の政策調整会議からの継続審議であるため、13日に再び審議を行った。

現在策定中である第5次総合計画の構成は、第1章で現状と課題の分析が行われ、第2章で基本構想となっているが、この条例で言う「基本構想」とは、第2章の部分だけでよいのかとの質疑に対し、基本構想は第2章の部分である。第1章は、基本構想を導き出すための情報として捉えていただきたいとの説明があった。

第9条第2項第2号において、市の執行機関の委員とは、具体的にどこの機関を想定しているのかとの質疑に対し、現在のところ、新たに審議会として想定している委員はいない。第5次総合計画の審議会においては、教育委員会委員、農業委員会委員を定めていたが、次回においては、必要とされる委員にお願いしたいと考えているとの説明があった。

第3条において総合計画という表現だと、第2条の定義により、基本構想、基本計画 及び実施計画の3つが含まれてしまう。実施計画は市民からの意見を直接反映させてい ないので、この中に含めてしまって問題ないのか。基本構想と基本計画に留めることに した方がよいのではないかとの指摘に対し、「基本構想等」という形でまとめ、基本構想 と基本計画に留めることにするとの説明があった。

第3条で「基本構想等」、第4条で「基本構想」という使い方がされているが、「基本構想」と「基本計画」に分けて使用してはどうかとの指摘に対し、人権庶務課と調整するとの説明があった。これらの指摘を踏まえ、人権庶務課等と調整し、庁議に諮ることとした。

## 【意見等】

なし

## 【結果】

原案のとおり決定する。

## 【議題】

3 朝霞市個人番号の利用に関する条例について

## 【説明】

(担当課2:佐藤)

本条例は、平成27年10月5日から施行する「行政手続きにおける特定個人の番号を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる「番号法」に関連する条例である。

番号法の第9条で、個人番号は、社会保障、税、災害対策分野に限定して、個人番号の利用や個人情報の提供を認めており、番号法の別表第1、別表第2にそれぞれどの様な事務に利用できるか列挙して規定しているが、それ以外の事務で市の独自の事務に利用すること、同一機関内で特定個人情報の授受を行うことについては、条例に規定することで可能となることから、平成26年6月から関係各課とヒアリングなどを重ね、調整した結果、「朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務」について、条例に規定して番号利用することとした。

こちらは、児童扶養手当給付制度と同じ方が同時に申請する場合が多く、児童扶養手 当の手続きでは番号法の事務のため、添付書類が省略できるが、ひとり親家庭等医療費 の支給手続きでは添付書類が必要となることなど、市民の利便性や事務の簡素化を考慮 した結果、条例に位置付けるものである。

今後においても、市の独自利用事務については、他市や国の動向等を注視し、その都 度、追加するなど対応してまいります。

## [7月6日の政策調整会議の要旨について]

## (神田市長公室長)

いずれはひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務以外の項目についても条例に入れ込む必要があるが、規則の中で細かく規定しすぎていないかとの質疑に対し、全ての事務を洗い出すと規定せざるをえなかった。今後、国の法改正などの流れ次第で、条例や規則の改正が必要になってくると考えるので、その都度、内容について精査し対応していきたいとの説明があった。

## 【意見等】

## (富岡市長)

準則などは示されていないのか。

#### (担当課2:佐藤)

条例については、国で準則に近い形のものが示されている。その中で、独自利用については、市の判断に委ねることとされている。

#### 【結果】

原案のとおり決定する。

閉会】	